



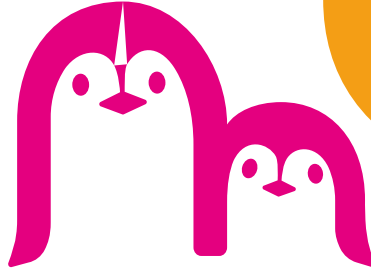
道志村のママ&パパへ

母子健康手帳交付は  
予約制です。

申請後に電話で  
予約をお願いします。

※詳しくは裏面をご覧ください。

利用料金  
無料!



妊娠から出産、子育てまでをフルサポート

母子手帳アプリ

どうし子育てダイアリー

母子健康手帳交付申請は母子モから!

道志村  
に住民票  
がある方

母子健康手帳の交付申請について

道志村では、母子モからオンライン申請ができるようになりました。  
申請方法はアプリダウンロード後裏面をご確認ください。

### ① アプリを登録する



母子モ(ボシモ)で検索!

母子モ

検索



どちらでも  
OK

App Store  
からダウンロード

Google Play  
で手に入れよう



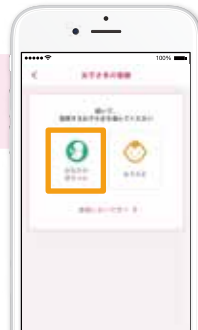
① あなたのプロフィール  
を登録しよう!

お住まいの地域の郵便  
番号を登録してください  
地域の育児情報を受け  
取ることができます



② 妊娠中のお子さまの  
情報を登録しよう!

胎児やお子さまの情報  
を登録すると、成長に合  
った情報がお知らせさ  
れます



③ アカウント連携or  
メール登録をしよう!

お手持ちのID、  
もしくはメールアドレス  
(※)を選択してください



※第2子以降のご登録は、HOME画面右上3本線→設定→「お子さまを登録」からご登録ください。

(※)「メールアドレスの登録」で返信メールが届かない場合

- ① 迷惑メール対策等で、ドメイン指定受信を設定されている可能性がございます。お手数をおかけしますが、ドメインを受信できるように設定してください。@mchh.jp
- ② GmailやFacebookアカウントなど、其他のご登録方法をお試しください。SNSアカウントで登録することで、利用者の許可なく投稿されることは一切ございません。

Apple および Apple ロゴは米国その他の国で登録された Apple Inc. の商標です。App Storeは、Apple Inc. のサービスマークです。Google Play および Google Play ロゴは Google LLC の商標です。  
※掲載している画面イメージは、アプリの画面や機能がアップデートすることで実際と異なる場合があります。

サービスに関するお問い合わせ

株式会社エムティーアイ コンタクトセンター  
E-mail: boshi\_info@cc.mti.co.jp

その他お問い合わせ

道志村役場 住民健康課  
電話: 0554-52-2113 受付時間: 平日 8:30 ~ 17:15 (土日祝祭日は除く)

## ②アプリから「母子健康手帳の交付申請」を提出

アプリを起動!



HOME画面下部\*の  
バナーをタップ!

\*パソコンやタブレットからログイン  
した場合は、上部に表示されます。



必要事項を入力



発行された「回答番号」が  
表示されたら事前提出完了



※提出済の申請は、アプリ側から変更・  
修正することはできません。  
※何かありましたら、回答番号をお手元に、  
道志村住民健康課へご連絡ください。

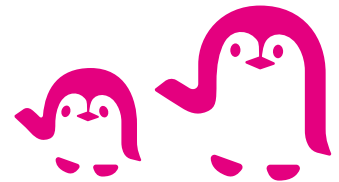
## ③回答番号表示画面から電話予約

交付申請が完了したら、1週間以内を目途に、  
道志村役場住民健康課へ母子健康手帳を受け取りに来てください。

**※保健師不在の場合もあるため予約制とさせていただきます。**

●母子健康手帳受け取り予約はこちら

**0554-52-2113** (平日8:30~17:15)



## ④道志村役場住民健康課へ母子健康手帳を取りに行く

役場にて面談を行い、母子健康手帳を発行します。

**アプリでの申請及び電話予約完了後**

1週間以内を目途に右側に記載の持ち物をお持ちいただき  
道志村役場住民健康課にお越しください。

<持参するもの>



道志村HP⇒

[http://www.vill.doshi.lg.jp/ka/info.php?if\\_id=834&ka\\_id=2](http://www.vill.doshi.lg.jp/ka/info.php?if_id=834&ka_id=2)

### 【母子健康手帳を受け取りに来られる方】

- ・妊娠届(病院で発行された場合)
- ・回答後に表示される「回答番号」がわかるもの
- ・妊婦の本人確認ができる書類  
(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)

### 【妊娠中の転入者の方】

- ・母子健康手帳
- ・前住地で発行された妊婦健康診査等の助成券の残り
- ・回答後に表示される「回答番号」がわかるもの
- ・妊婦の本人確認ができる書類  
(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)

**※妊婦本人以外の代理人が届け出る場合は代理人の本人確認ができる書類が必要です。**

**※「回答番号」をスクリーンショット等しておく、母子健康手帳の受け取りがスムーズです。**

**※代理人の方が受け取りに来られる場合は、スクリーンショット等を代理人の方に送付しておいてください。**

## ⑤母子健康手帳交付

母子健康手帳交付および面談終了後に給付金のご案内をいたします。

※代理人が来庁する場合、妊婦のための支援給付金の給付には別途妊婦本人との面談が必要となります。